

賃貸物件を選ぶのに重視することは？（複数回答）

1～4月に次いで引越しする人が増えるのが9～10月。
理由のひとつとして、9月に人事異動がある企業が意外と多いことが挙げられます。
『第2の引越しオンシーズン』と呼ばれ、空き物件も通常より増加します。とはいえ、一番のピーク時である1～4月ほど競争は激しくないため、少し余裕を持った狙い目の穴場シーズンであると言えますね。

静岡県の人々が「賃貸物件を選ぶのに重視すること」の1位は、約5人に1人が選んだ「間取りプラン（部屋の配置）」。「生活のしやすさ、家族の過ごしやすさ」を一番大切にするという人、「小さい部屋がたくさんある方がいい」「部屋が玄関から離れている方が良い」などそれぞれのこだわりが感じられるコメントが多くありました。2位は「防音性、騒音で問題が起こりにくいこと」。静かに暮らしたいという声だけでなく、「隣接する居住者に対しても迷惑をかけずにすむ」と、近隣への配慮を重視したコメントもありました。3位は、その場所を拠点に快適に日常生活を送るために重要な「生活利便性の良いエリア（商業、公共、医療施設など）」と「通勤時間が短ければそれだけ自分の時間が持てる」という理由から「通勤・通学時間」。そのほか「住戸の設備・仕様」「住戸の広さ（専有面積）」「駐車場」「耐震性」などが上位にランクインしています。

1位	間取りプラン（部屋の配置）	22.6%	6位	住戸の広さ（専有面積）	7.4%
2位	防音性、騒音で 問題が起こりにくいこと	11.9%	7位	駐車場	5.5%
3位	生活利便性の良いエリア （商業、公共、医療施設など）	11.0%	8位	周辺環境の良いエリア （街並み、公園、自然など）	5.2%
3位	通勤・通学時間	11.0%	9位	最寄り駅からの時間	4.8%
5位	住戸の設備・仕様	7.7%	10位	耐震性	3.5%

SUUMOより

暦de来福

【敬老の日】ができた由来には、兵庫県多可郡の野間谷村

（現在の多可町八千代区）という村にあります。

1947年（昭和22年）の9月15日、この野間谷村で村主催の「敬老会」が開催されたことが敬老の日の始まりとされています。

当時、野間谷村の村長さんだった門脇政夫氏が、「老人を大切にして、お年寄りの知恵を借りて村作りをしよう」という趣旨から「敬老会」の催しを考えました。

1947年といえば、まだまだ戦後の混乱期。

可愛い我が子や孫を戦場に送り出して、悲しみにくれている親や祖父母たちがたくさんいました。そのような親たちをなんとか励ましたい、と、門脇氏は、9月15日を「としよりの日」として、敬老会を開催したのです。これが後に、敬老の日の制定につながるようになりました。

母の日や父の日はアメリカ発祥で日本に入ってきたものですが、

【敬老の日】は日本独自の祝日です。

今年の「敬老の日」は、9月17日（月）です。「いつもありがとう!これからも長生きしてね!!」といった想いを伝えられるといいですね。





Apricot (アプリコット) 完成見学会を開催します

9/23(日), 24(月・祝) 10:00~16:00

葵西3丁目にファミリー必見の新築2LDK登場



日頃より弊社工事にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、上記の日程で「Apricot (アプリコット)」完成見学会を開催致します。

KONOIKEがお届けする
土地活用の実例を
ぜひご覧ください！



同時開催 / 無料相談会

しずおか民事信託推進協会
理事: 山本邦博

相談会のご予約はKONOIKEへ
0120-14-3723

しずおかFPサービス column

遺

産分割の実態がわかるものに

司法統計年報※1という統計資料があります。

この資料には、その年に裁判所が扱った遺産分割事件の件数が遺産の価額別にまとめられています。相続での争いがどのくらいの財産に関して起きていたかが分かるということです。

平成28年度の数字をみると、事件全体の約75%が5000万以下の財産が対象でした。この結果は、よく言われる財産が少ないほうがもめてしまうということを示しているようにも見えます。

しかし、もともと相続税がかかる規模で財産を持っている人は相続が起きた人の約8%程度しかいません。そこを踏まえて資料の数字をみると、1億円超の財産をめぐる事件の件数は事件全体の7%超を占めていますので相続全体に占める相続税がかかる人の割合と大きく変わらないことが分かります。

このことから分かるのは、相続発生時に争いが起きてしまう可能性は遺産の価額に関わりなくどの家族にも起きうることではないでしょうか。

やはり遺産分割でもめないためには、相続発生前に家族で話し合いを持ち遺言等で備えることが不可欠ということがこういった資料からも分かりますね。

※1 司法統計年報

http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search_detail

KONOIKE co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本 社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>